

# 平成22年度の業務運営に関する計画 (平成22年度計画)

独立行政法人 農畜産業振興機構

制定：平成22年 3月31日付け21農畜機第5358号

変更：平成22年 8月13日付け22農畜機第2171号

変更：平成22年11月30日付け22農畜機第3511号

変更：平成23年 3月 3日付け22農畜機第4674号

## 独立行政法人農畜産業振興機構平成22年度計画

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、中期目標期間中に、平成19年度（年度途中で開始した糖価調整事業及びでん粉価格調整事業については、平年度化した額とする。）比で10%削減の目標を達成するため、補助事業の効率化等を行う。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

#### 2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標（中期目標期間中に平成19年度比で15%削減）を達成するため、定期的な日常業務の点検及び業務体系の見直し、業務の適切な進行管理、情報技術を活用した事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成19年度比で9%削減する。

(2) 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成17年度比で少なくとも5%を削減する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、平成17年12月1日から実施している「給与構造の見直し」を着実に推進するとともに、新たな人事管理制度を適切に運用する。

これらの取組により、管理職割合を平成23年度期初時点で37%に、職員の給与水準について、地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を108に引き下げるとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。

(3) 契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、随意契約の適正化を推進する観点から、「随意契約見直し計画」（平成19年12月21日19農畜機第3687号）に基づき、一般競争入札等競争性のある契約の範囲拡大や契約の見直し等の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正

な実施についてチェックを受けるものとする。

### 3 業務執行の改善

#### (1) 業務全体の点検・評価

- ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。
- ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。
- ③ 平成21年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。
- ④ 第三者機関による平成21年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

#### (2) 補助事業の審査・評価

- ① 平成22年度事業について、進行管理を的確に行う。
- ② 平成21年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

#### (3) 内部統制機能の充実・強化

- ① 平成22年度の内部監査年度計画における被監査部署について、内部監査マニュアルに基づく内部監査を実施する。
- ② 事業活動に関する法令等の遵守を徹底する観点から、コンプライアンス委員会において審議された、平成22年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取組みを行う。
- ③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的で開催するとともに、役職員間ミーティングを実施する。
- ④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。
- ⑤ 情報技術を活用した事務処理の効率化を図る際、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等の危機を防ぐため、情報セキュリティ対策を講じる。
- ⑥ 機構システムの最適化・効率化を推進するため、システムを統一的・横断的視点からの点検を行うとともに、システム情報の共有化等を進める。

### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

札幌、鹿児島及び那覇の各事務所については、業務実績等を踏まえ、そ

の在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。

また、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

## 5 補助事業の効率化等

### (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施

畜産に係る補助事業についての事業実施主体の選定に当たり公募方式を導入する。

### (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施

- ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。
- ② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
- ③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。
- ④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にす。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。目標年を設定し採択した事業にあつては、目標年を経過した年に再度事後評価を行い、当該事業を含め上記割合を目標とする。

### (3) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。
- ④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。
- ⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受領してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受領してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とす

る。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

- ⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。
- ⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行う。
- ⑧ 畜産業振興事業について、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。
- ⑨ 畜産業振興事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準（平成20年度改正）に基づき基金の見直し等を行う。

## 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 畜産関係業務

#### (1) 指定食肉の売買

指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に売買業務を実施する。

#### (2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

#### (3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中で機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。

##### ① 学校給食用牛乳供給事業

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に

基づき定められている学校給食供給目標について、供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の助成を行い、供給日数に係る達成率を90%以上とする。

## ② 畜産業振興事業

### ア 生乳の需給安定対策

乳業の国際競争力を強化するため、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備計画を採択する。

### イ 肉用牛対策

(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。

(イ) 肉用牛の生産基盤の強化を図るため、新規参入、繁殖雌牛の導入、肉用牛の改良増殖の強化及び子牛の生産性向上等への支援を行う。また、畜産新技術の有効活用への支援等を行う。

### ウ 飼料対策

(ア) 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。

(イ) ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業等の各作業毎に補助を行う。

### エ 環境対策

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）を踏まえ、本事業によりたい肥の調整・保管に必要な機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等によるたい肥をはじめとする排せつ物の利用等の指導の推進を図る。

### オ 食肉等流通対策

(ア) 食肉処理施設の整備等については、豚副産物の分別を含むBSE関連規則に対応した施設整備等衛生・環境関連の計画を優先的に採択する。

(イ) 国産食肉に対する理解の促進のため、食に関する市民大学講座等と共同で開催するシンポジウム等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行う。また、消費者等を対象に国産食肉に係る知識等の普及度を測定するアンケート調査を行う。

#### カ 畜産衛生・その他の対策

(ア) 事業実施主体が実施するブロック会議に積極的に参加し、家畜衛生互助制度の普及等に努めることにより、養豚農家等の衛生水準の向上、家畜伝染病のまん延防止等を支援する。

(イ) 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。

(ウ) B S E 発生農家等への支援を行うとともに、畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。

(エ) 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産物に係る知識の普及、安全性の P R を速やかに行うとともに、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。

#### (4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

- ① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

このため、指定生乳生産者団体における円滑な事務処理についての指導等を行う。

- ② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。

このため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を図る。

#### (5) 指定乳製品等の輸入・売買

- ① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行う。

このため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。

ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。

イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。

- ② 国家貿易機関として、平成22年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てする。

- ③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

- ④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。

#### (6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

- ① 交付業務の迅速化

指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。また、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。

- ② 交付状況に係る情報の公表

ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から5業務日以内に公表する。また、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。

イ 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。

#### (7) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。

- ① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

- ② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

- ③ 機構から直接交付を受けた補助金による基金、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置造成されているもの等の保有状況、使用見込み等を、基金基準等に準じて定めた基準に基づき年度中に公表する。

- ④ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

## 2 野菜関係業務

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

さらに、同事業に係る指定野菜の供給計画数量と出荷実績数量との乖離の度合いの認定業務を適切に実施する。

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

あわせて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、農林水産省及び関係機関と協力して、生産者と実需者との全国規模の交流会及び表彰事業等を実施することにより、契約取引の拡大に向けた取り組みを行う。

さらに、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。

- (3) (1)又は(2)の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

また、都道府県の野菜価格安定法人からの早期の交付申請及び都道府県の野菜価格安定法人から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県の野菜価格安定法人を指導する。

- (4) 野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

また、重要野菜等緊急需給調整事業のうち、緊急需給調整費用交付金の交付業務については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付するとともに、生産者への迅速な交付が行われるよう登録出荷団体を指導する。

- (5) ホームページ等において、

- ① 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額を原則として毎月公表する。
- ② 指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月

別の平均販売価額を公表する。

- ③ 上記①及び②のほか、野菜に係る協議会等も活用して、野菜の作柄状況等、野菜の生産・出荷の安定に資する情報を適時に公表する。

#### (6) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。

- ① 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。
- ② 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

### 3 砂糖関係業務

#### (1) 砂糖の価格調整

##### ① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

##### ② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

- ③ ホームページ等において、事務手続の合理化等により、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びに甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

#### (2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、平成18年度限りで廃止されたが、既執行分に係る事業実施主体に対するフォローアップを適切に行う。

#### (3) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。

また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月

末までに公表する。

#### 4 でん粉関係業務

##### (1) でん粉の価格調整

###### ① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

###### ② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、事務処理システムの整備、その適切な運用等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

###### ③ ホームページ等において、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

##### (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、翌月末までに公表する。

#### 5 情報収集提供業務

##### (1) 需給関連情報の的確な収集と提供

###### ① 需給関連情報の収集に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集、需給に影響を与える要因に関する調査等について、情報利用者等の参画を得た情報検討委員会を開催し、平成22年度の実施状況及び平成23年度の計画について検討する。

###### ② 情報検討委員会における検討結果等に基づき、需給に関連する重要情報を提供する。

###### ③ 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

##### (2) 情報提供の効果測定等

###### ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。

- ② (1) 及び (3) の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。
  - ③ 情報検討委員会におけるアンケート調査結果の議論等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。
  - ④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。
- (3) 需給関連情報の迅速な提供
- 需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。
- また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。
- (4) 消費者等への情報提供
- 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。
- ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施することにより、消費者等の情報ニーズを把握する。
  - ② ①のアンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。
  - ③ 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。
- (5) ホームページの活用
- ① ホームページの平成22年度のアクセス件数が543万件以上になるようにする。
  - ② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。
    - ア ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を行う。
    - イ アの集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。
    - ウ 消費者の要望する情報について月2回以上ホームページの掲載情報の更新を行う。
- (6) 広報活動の推進
- 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

(7) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成22年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,883
国庫補助金	9,060
その他の政府交付金	78,477
業務収入	76,510
負担金	3,680
納付金	3,424
資金より受入	109,859
借入金	81,300
諸収入	29,289
計	393,483
支出	
業務経費	337,171
借入金償還	66,323
人件費	2,610
一般管理費	664
その他支出	1,216
計	407,984

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	356
その他の政府交付金	56,406

調整資金より受入	24,670
畜産業振興資金より受入	85,189
諸収入	27,907
計	194,528
支出	
業務経費	168,840
畜産振興事業費	168,424
情報収集提供事業費	362
その他業務経費	54
肉用子牛勘定へ繰入	24,790
人件費	729
一般管理費	171
計	194,529

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
国庫補助金	9,060
野菜事業負担金	3,680
野菜事業納付金	3,424
諸収入	1,299
計	17,463
支出	
業務経費	20,673
指定野菜価格安定対策事業費	17,681
契約指定野菜安定供給事業費	388
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費	1,346
契約特定野菜等安定供給促進事業費	49
重要野菜等緊急需給調整事業費	1,038
野菜構造改革促進特別対策事業費	81
野菜流通消費合理化推進事業費等	90
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	382
人件費	495
一般管理費	138
その他支出	218

計	21,907
---	--------

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,011
その他の政府交付金	7,953
業務収入	47,595
借入金	80,000
諸収入	6
計	136,564
支出	
業務経費	74,216
糖価調整事業費	56,757
国庫納付金	17,270
その他業務経費	190
借入金償還	64,736
人件費	765
一般管理費	202
その他支出	499
計	140,418

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	367
業務収入	16,282
借入金	1,300
計	17,949
支出	
業務経費	14,859
でん粉価格調整事業費	8,240
国庫納付金	6,473
その他業務経費	146
借入金償還	1,587

人件費	226
一般管理費	68
その他支出	87
計	16,827

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	14,119
業務収入	12,633
諸収入	68
計	26,820
支出	
業務経費	33,827
加工原料乳補給金事業費	21,974
輸入乳製品売買事業費	11,853
人件費	239
一般管理費	50
その他支出	30
計	34,147

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	149
畜産勘定より受入	24,790
諸収入	3
計	24,943
支出	
業務経費	24,755
肉用子牛補給金等事業費	24,755
人件費	154
一般管理費	35
計	24,944

## (8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
諸収入	6
計	6
支出	
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
計	2

## 2 収支計画

## 平成22年度収支計画

## (1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	341,426
經常費用	341,426
業務経費	337,138
資金繰入	382
人件費	2,610
一般管理費	655
その他支出	617
減価償却費	26
収益の部	318,911
經常収益	293,574
運営費交付金収益	2,164
補助金等収益	192,506
業務収入	76,510
資金戻入	20,383
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返補助金戻入	4
諸収入	2,002
特別利益	25,337

前期損益修正益	25,337
純損失	△ 22,515

(注記) 勘定間の内部取引を除く。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	194,502
經常費用	194,502
業務経費	168,807
畜産振興事業費	168,424
情報収集提供事業費	362
その他業務経費	20
肉用子牛勘定へ繰入	24,790
人件費	729
一般管理費	163
その他支出	1
減価償却費	13
収益の部	194,538
經常収益	169,201
運営費交付金収益	422
補助金等収益	168,167
諸収入	612
特別利益	25,337
前期損益修正益	25,337
純利益	36

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	21,692
經常費用	21,692
業務経費	20,673
野菜生産出荷安定等事業費	20,673
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	382
人件費	495
一般管理費	137

減価償却費	5
収益の部	21,692
經常収益	21,692
野菜事業資金受入	20,383
諸収入	1,309
純利益	0

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	75,688
經常費用	75,688
業務経費	74,216
糖価調整事業費	56,757
国庫納付金	17,270
その他業務経費	190
人件費	765
一般管理費	202
その他支出	499
減価償却費	6
収益の部	58,978
經常収益	58,978
運営費交付金収益	1,151
補助金等収益	10,220
業務収入	47,595
資産見返運営費交付金戻入	4
資産見返補助金戻入	4
諸収入	4
純損失	△ 16,710

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	15,241
經常費用	15,241
業務経費	14,859
でん粉価格調整事業費	8,240

国庫納付金	6,473
その他業務経費	146
人件費	226
一般管理費	68
その他支出	87
減価償却費	1
収益の部	16,723
経常収益	16,723
運営費交付金収益	440
業務収入	16,282
資産見返運営費交付金戻入	1
純利益	1,482

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,147
経常費用	34,147
業務経費	33,827
加工原料乳補給金事業費	21,974
輸入乳製品売買事業費	11,853
人件費	239
一般管理費	50
その他支出	30
収益の部	26,820
経常収益	26,820
補助金等収益	14,119
業務収入	12,633
諸収入	68
純損失	△ 7,327

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,944
経常費用	24,944
業務経費	24,755

肉用子牛補給金等事業費	24,755
人件費	154
一般管理費	35
収益の部	24,944
経常収益	24,944
運営費交付金収益	151
畜産勘定より受入	24,790
諸収入	3
純利益	0

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2
経常費用	2
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
収益の部	6
経常収益	6
諸収入	6
純利益	4

3 資金計画

平成22年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	939,526
業務活動による支出	333,396
投資活動による支出	434,329
財務活動による支出	159,651
次年度への繰越金	12,150
計	939,526
資金収入	939,526

業務活動による収入	201,657
投資活動による収入	556,224
財務活動による収入	174,249
前年度繰越金	7,395
計	939,526

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	533,479
業務活動による支出	194,752
投資活動による支出	335,505
財務活動による支出	3
次年度への繰越金	3,218
計	533,479
資金収入	533,479
業務活動による収入	84,697
投資活動による収入	445,902
前年度繰越金	2,880
計	533,479

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	71,313
業務活動による支出	21,607
投資活動による支出	47,300
財務活動による支出	2
次年度への繰越金	2,404
計	71,313
資金収入	71,313
業務活動による収入	17,469
投資活動による収入	51,301
前年度繰越金	2,543
計	71,313

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	225,182
業務活動による支出	68,177
財務活動による支出	153,368
次年度への繰越金	3,636
計	225,182
資金収入	225,182
業務活動による収入	56,024
投資活動による収入	1
財務活動による収入	168,632
前年度繰越金	525
計	225,182

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	23,563
業務活動による支出	15,339
財務活動による支出	6,254
次年度への繰越金	1,970
計	23,563
資金収入	23,563
業務活動による収入	17,417
財務活動による収入	5,617
前年度繰越金	529
計	23,563

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	85,718
業務活動による支出	33,386
投資活動による支出	51,500
次年度への繰越金	831
計	85,718
資金収入	85,718
業務活動による収入	25,890

投資活動による収入	59,000
前年度繰越金	828
計	85,718

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,027
業務活動による支出	24,922
財務活動による支出	24
次年度への繰越金	81
計	25,027
資金収入	25,027
業務活動による収入	24,944
前年度繰越金	83
計	25,027

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	34
業務活動による支出	2
投資活動による支出	24
次年度への繰越金	8
計	34
資金収入	34
業務活動による収入	6
投資活動による収入	20
前年度繰越金	8
計	34

4 「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ、以下により効率的な運用を行う。

(1) 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。

(2) 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可

能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

#### 第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。

#### 第5 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

#### 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし

#### 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

##### （1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職への昇格者数の抑制、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

さらに、職員の部門間の交流等を通じ、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

##### （2）人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。

[参考1]

期初の常勤職員数の見込み 215人

期末の常勤職員数の見込み

期初を上回らない範囲内で、人件費の削減計画を踏まえ弾力的に対応する。

[参考2]

人件費総額見込み 2,027百万円

### (3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。

① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等

イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等

ウ 管理職研修として、新任管理職研修

② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー

イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修

ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修

## 2 積立金の処分に関する事項

畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第3条第1項に規定する業務に充てる。